

## 「妨害運転」（あおり運転）が行政処分等の対象になりました

令和3年1月  
適正化事業課

令和2年6月10日付けで道路交通法の一部を改正する法律が公布され、妨害運転（「あおり運転」）に対する罰則が令和2年6月30日付けで施行されたことを受け、先般、国土交通省より関係通達が発出されました。

発出された関係通達は以下の4点となります。

- 1.自動車運送事業の監査方針について
- 2.貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について
- 3.貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について
- 4.貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について

いずれの項目についても「妨害運転」が救護義務違反（ひき逃げ）、酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転、酒気帯び運転等と同等クラスの悪質な違反に該当することとなり、これまでと比較して行政処分等の対象が拡大いたしました。

特に、行政処分等の基準における事業停止処分では、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、酒気帯び運転等が悪質違反に該当しておりますので、各事業所においてこれらの悪質違反を防止するための指導及び監督が適切に行われているか、今一度ご確認をお願いいたします！